

第1 審査会の結論

福島県知事（以下「実施機関」という。）が、令和3年9月15日付け3生流第2528号で行った公文書一部開示決定について、当審査会は次のように判断する。

1 次の情報を不開示とした実施機関の判断は妥当ではなく、開示すべきである。

(1) 学識経験者の氏名、所属、役職

(2) 個人の来歴（履歴）のうち、委員依頼時の所属、職名及び登記事項である役職

2 1以外の部分を不開示とした実施機関の判断は、妥当である。

第2 審査請求に係る経過

1 審査請求人は、令和3年9月7日付けで、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して「平成25年度新生！ふくしまの恵み発信事業『新生！ふくしまの恵み発信協議会』の出席者の中で、所属が〇〇〇〇〇、〇〇大学〇〇学部、〇〇〇〇〇〇大学の3名について、協議会のメンバーとして選ばれた理由・経緯が記されたすべての文書。」という内容で、公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関は、令和3年9月15日付けで、本件開示請求に対応する公文書（以下「対象公文書」という。）として、「発議書『新生！ふくしまの恵み発信事業公募型プロポーザルの参加募集について』」を特定し、開示する旨の決定、「発議書『新生！ふくしまの恵み発信協議会について(依頼)』」を特定し、その中に記録されている情報のうち、(1)に掲げる部分について、(2)に掲げる根拠規定及び理由により不開示とする決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

(1) 不開示部分

個人の氏名、個人が特定される職名及び所属、個人の来歴が記載された部分

(2) 根拠規定 条例第7条第2号

理 由 個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいづれにも該当しないため。

3 審査請求人は、本件処分を不服として、令和3年12月14日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

4 実施機関は、条例第19条第1項の規定により、令和4年1月24日付けで、同条第2項に規定する弁明書の写しを添えて当審査会に諮問を行った。

5 審査請求人は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項の規定により、令和4年2月24日付けで、反論書を実施機関へ提出した。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の一部を取り消し、全部を開示するとの裁決を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書、反論書及び口頭による意見陳述の内容を総合すると、次のとおりである。

(1) 新生！ふくしまの恵み発信協議会（以下「協議会」という。）は、東京電力福島第一原発事故にかかわる風評対策事業の一部であり、事業費には復興税が充てられている。

また、当該原発事故によって、日本政府は2011年3月11日夜に「原子力緊急事態宣言」を発令し、現在も発令されたままである。このような特殊な条件のもとでは、情報は通常時の範囲を超えて公開されるべきであり、学識経験者としての参画者の氏名などを個人情報として不開示とすることは、条例の適用を誤っている。

(2) 協議会は、「新生！ふくしまの恵み発信事業」の中に位置づけられ、3年連続して同様の会議が年6回開催され、構成員はほぼ重なり常態化していたことから、庁内に事案に従って設置される検討委員会のような役割を持っており、平成26年の出席者名簿の学識経験者の氏名と所属は開示されている。

また、これらの会議の運営・開催に多額の費用が使われており、公的に重要な意味を持つ会議であると考えられ、他の参加者と違う重要な役割をもつ立場の者は、社会的な所属にかかわらず、氏名等を開示すべきである。

(3) 国では申し合わせにより、審議会議事録等の発言者の氏名については、特段の理由がない限り、当該発言者の氏名は公務員であるか否かを問わず公開するとされている。

(4) 大学等の研究者は、研究の成果に全責任を持たねばならず、研究に関する発言や執筆論文は公表されるものと認識しているはずである。

よって、協議会に参画している大学の研究者は、自身の研究においてその成果を公表することが予定されていると考えられることから、氏名を開示すべきである。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が本件処分を行った理由は、弁明書及び口頭による理由説明を総合すると次のとおりである。

##### 1 対象公文書について

対象公文書は、「発議書『新生！ふくしまの恵み発信事業公募型プロポーザルの参加募集について』」及び「発議書『新生！ふくしまの恵み発信協議会について(依頼)』」であり、これ以外に対象となる公文書は存在しない。

##### 2 不開示理由について

###### (1) 条例第7条第2号の該当性について

対象公文書にある個人の氏名、個人が特定される職名及び所属、個人の来歴が記載された部分は、個人に関する情報であって当該情報の内容により特定の個人を識別できるものであるため、条例第7条第2号本文に該当する。

当該情報は、公にする法令等の規定及び慣行もなく、公にすることが予定されている情報ではないことから、ただし書アに該当しない。

また、ただし書イに該当しないことは、明白である。

加えて、当該情報は公務員等の具体的な職務の遂行に直接の関連を有する情報ではないので、ただし書ウにも該当しない。

このため、不開示とした3名は学識経験者の立場で参加していたとしても、当該部分は条例第7条第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しない。

審査請求人が主張する費用の多寡や会議の重要性、会議の構成者が社会的な責務を担っているか否かという観点や同様の会議の常態化やその役割がいかなるもので

あったかという観点は、条例第7条第2号ただし書のアからウのいずれにも該当しない。

なお、平成26年の出席者名簿の学識経験者の氏名と所属を開示したのは、学識経験者であるからという理由ではなく、1名は独立行政法人の職員であったため、ただし書ウに該当し、もう1名は代表取締役社長であり、登記簿に登録されている法人の役員に関する情報であって、法令の規定により公にされている情報であったため、ただし書アに該当することから、開示したものである。

しかしながら、本件処分で不開示とした学識経験者3名については、条例第7条第2号本文に該当し、ただし書アからウのいずれにも該当しないことから、不開示としたものである。

## 第5 審査会の判断

### 1 公文書の特定について

公文書開示請求書に記載されている内容から、実施機関は、第4の1のとおり対象公文書を特定しており、このことについて審査請求人と実施機関との間に争いはないため、実施機関が行った公文書の特定に誤りはないものと判断する。

### 2 不開示情報の該当性について

条例第7条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」としている。

これは、実施機関は、開示請求に係る公文書に同条各号に規定する不開示情報が記録されている場合を除き、原則として当該公文書を開示しなければならないという基本的な考え方を定めたものと解される。

### 3 条例第7条第2号について

#### (1) 条例第7条第2号の趣旨及び規定について

条例第7条第2号は、本文で「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。

ただし、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（本号ただし書ア）、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報（本号ただし書イ）及び当該個人が公務員等であって職務の遂行に係る情報に該当する場合の当該公務員の職、氏名及び職務遂行の内容に係る情報（本号ただし書ウ）は、不開示情報から除かれる。

この規定は、個人の尊厳と基本的人権を尊重する立場から、プライバシーはいったん開示されると当該個人に対して回復し難い損害を与えることがあるため、特にプライバシーに関する情報については最大限保護することを目的として、特定の個人が識別され得るような情報を原則として不開示とすることを定めたもので、「個人に関する情報」とは、氏名、生年月日のほか、思想、信条、所属団体、資産、心身の状況、生活記録等、個人に関する全ての情報と解される。

本号ただし書は、個人の権利利益を侵害しないもの及び個人の権利利益に優越す

る公益が認められるものを例外的事項として規定したものである。

(2) 条例第7条第2号の該当性について

ア 条例第7条第2号本文の該当性について

当審査会において対象公文書を確認したところ、実施機関が不開示とした個人の氏名、個人が特定される職名及び所属、個人の来歴（履歴）が記載された部分は、その記載内容のみで特定の個人を識別することができる情報又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

審査請求人は、当該職務を委嘱された3名は、学識経験者の立場で協議会の構成者として参加しており、協議会の運営・開催に多額の費用が使われており、公的に重要な意味を持つ会議であると考えられ、学識経験者として参画することは社会的な責務を担うこととなり個人情報には当たらないと主張するが、これらの事由をもって、条例第7条第2号への該当性が否定されるものではなく、個人に関する情報というべきである。

ただし、個人に関する情報であっても、例外的に開示するとされるただし書に該当する場合は、開示しなければならないことから、開示・不開示の判断をするに当たって、ただし書の該当性について以下判断する。

イ ただし書アの該当性について

条例第7条第2号ただし書アの規定は、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報は開示するというものである。

「法令等の規定により又は慣行として公にされ」とは、登記簿に登記されている法人の役員に関する情報や不動産の権利関係に関する情報等法令等の規定により公にされている情報や叙勲者名簿等慣行として公にされている情報等、一般に公表されている情報をいい、これらの情報を開示することは、場合によっては、個人のプライバシーを侵害するおそれがあるとしても、受忍すべき範囲にとどまるものと考えられるとされている。

また、「公にすることが予定されている情報」とは、公表されることが予定されているもののみならず、当該情報の性質上通例として公表されるものをいい、例として、県が県民に対して公表することを目的として作成し、又は取得した情報であって、県民も公表することについて了承しているもの、個人が公表することを了承し、又は公表されることを前提として提供された情報、個人が自主的に公表した資料等から何人も知り得る情報等があるとしている。

審査請求人は、国の審議会等において、議事録等の発言者の氏名については、特段の理由がない限り、当該発言者の氏名は公務員であるか否かを問わず公開するとされていると主張するが、本件事案は、県の会議等の出席者に関する情報であることから、国の運用は直接適用されないものである。

ただし、審査会で調査したところ、県の審議会等における審議については、県の附属機関等の会議の公開に関する指針において、附属機関及び懇談会等の会議は、原則として公開するとともに、運用において非公開で行ったとしても会議終了後に会議内容の説明に可能な限り対応する、とされており、今回の協議会もこれらの指針が適用されるものと認められる。

実施機関の説明によれば、開催当時、学識経験者として協議会に参加することについて、各人に氏名を公表する旨の確認をしていたかどうかは不明であり、協

議会も非公開での開催であったとされていることから、出席者は自分の氏名等が後に公表されることを認識していたかどうかは分からないとしている。

しかしながら、当該協議会のように、県が施策を決定するにあたり該当分野の専門家から意見を聞くことは一般的に行われており、依頼された専門家は、自分が会議の中でどのような役割を求められているかを承知した上で参加しており、また、その発言が施策に反映される過程が公表される可能性についても認識しているものと考えられる。

対象公文書を見分したところ、当該協議会の学識経験者は、実施機関が事業を進める上で重要とされる分野の著名人であって、協議会は、意見を求める適任者と判断して参加を依頼しているものであり、出席を受諾した時点で、自分が協議会に参加していることが公表される可能性について想定していたと推定されることから、当該学識経験者の氏名、職名及び所属は、特定の個人を識別することができる情報であるが、特段の事情がない限り、県が公にすることを予定されている情報と認められ、ただし書アに該当するものとして、開示すべきである。

また、個人の来歴（履歴）については、審査会で確認したところ、事業の企画を提案した事業者が記載したものであって、本人が記載したものではなく、また、所属団体の公式ホームページのように本人が掲載することを了知している情報でないものであり、公にすることを予定している情報とまではいえない。

もっとも、氏名を開示することにより、来歴（履歴）中、依頼時の所属、職名及び登記事項上公になる団体等の役職に関する情報は、法令等の規定又は慣行として公にされる情報といえるため、ただし書アに該当することから、開示すべきである。

#### ウ ただし書イの該当性について

ただし書イは個人に関する情報であって、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は開示するというものである。

審査請求人は、この協議会は東京電力福島第一原発事故にかかわる風評対策事業の一部であり、事業費には復興税が充てられており、当該原発事故により、「原子力緊急事態宣言」が現在も発令されたままであり、このような特殊な条件のもとでは、情報は通常時の範囲を超えて公開されるべきであると主張する。

しかし、学識経験者の氏名等に関する情報について、個人の人格的な権利利益の保護と人の生命、健康、生活又は財産を保護する公益性とを比較衡量しても、開示する公益性が個人の権利利益を上回るとは認められないことから、ただし書イには該当しない。

#### エ ただし書ウの該当性について

ただし書ウは、当該個人が公務員等であって職務の遂行に係る情報に該当する場合に、当該公務員の職、氏名及び職務遂行の内容に係る情報は開示されるというものであるが、3名の学識経験者は公務員ではないことから、ただし書ウには該当しない。

オ その他、審査請求人は種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右しない。

## 4 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙「審査会の処理経過」のとおりである。

## 別紙

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 4年 1月 24日	・実施機関から諮問書及び弁明書(写)を收受
令和 4年 2月 24日	・実施機関を經由して審査請求人の反論書(写)を收受
令和 5年 3月 2日 (第321回審査会)	・審査請求の経過説明 ・審議
令和 5年 3月 28日 (第322回審査会)	・審議
令和 5年 4月 27日 (第323回審査会)	・実施機関から公文書一部開示決定理由を聴取 ・審議
令和 5年 5月 23日 (第324回審査会)	・審査請求人から意見を聴取 ・審議
令和 5年 8月 17日 (第327回審査会)	・審議
令和 5年 11月 16日 (第330回審査会)	・審議
令和 5年 12月 21日 (第331回審査会)	・審議
令和 6年 1月 18日 (第332回審査会)	・審議
令和 6年 2月 15日 (第333回審査会)	・審議
令和 6年 3月 21日 (第334回審査会)	・審議

参考

福島県情報公開審査会委員名簿（令和5年6月22日まで）

（五十音順）

氏名	現職等	備考
金井 光生	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会長
阪本 尚文	国立大学法人福島大学行政政策学類 准教授	
佐藤知恵子	行政書士	
宍戸志津子	元社会福祉法人福島県社会福祉協議会職員	
渡辺慎太郎	弁護士	会長職務代理者

福島県情報公開審査会委員名簿（令和5年6月23日から）

（五十音順）

氏名	現職等	備考
金井 光生	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会長
佐藤知恵子	行政書士	
宍戸志津子	元社会福祉法人福島県社会福祉協議会職員	
山崎 暁彦	国立大学法人福島大学行政政策学類 准教授	
渡辺慎太郎	弁護士	会長職務代理者